学校感染症

■第1種学校感染症■

病名	出席停止期間	提出書類
エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、ペストマールブルク病、ラッサ熱、急性灰白髄炎、ジフテリア、南米出血熱、重症急性呼吸器症候群、痘そう、鳥インフルエンザ（H5N1型）、指定感染症および新感染症など	完全に治癒し、医師が感染のおそれがないと認め、通常の園生活を送るにあたって問題がないと判断するまで	**登園許可証**

■第2種学校感染症■

病名	出席停止期間	主な症状	感染経路	潜伏期間	提出書類
インフルエンザ（H5N1型を除く）	発症後5日を経過し、解熱後3日をけいかするまで	急な発熱、頭痛、全身倦怠感、筋関節痛、鼻水、咳	飛沫 接触	1～5日	**登園許可証**
百日咳	特有の咳が消失するまで　又は、5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで	はじめは普通のかぜ症状で始まり、次第に特有の咳(コンコンという連続した咳の後、息を吸うときに、ヒューという笛音が出る)が出てくる	飛沫 接触	7～10日	**登園許可証**
麻疹(はしか)	解熱後3日経過し、せき、発しんが軽快するまで	発熱、咳、鼻水、結膜炎。頬の内側に白い斑点(コプリック斑)ができる。発熱後4日より皮膚に発疹	飛沫 接触	10～12日	**登園許可証**
流行性耳下腺炎(おたふくかぜ)	耳下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、全身状態が良好になるまで	唾液腺の腫脹、圧痛、えん下痛、発熱	飛沫 接触	14～18日	**登園許可証**
風疹(三日はしか)	発疹が消失するまで	発熱、赤い発疹、リンパ節腫脹(耳・首の後ろ、後頭部の下などが腫れる)	飛沫 接触	14～21日	**登園許可証**
水痘(水ぼうそう)	すべての発疹がかさぶた化するまで	発疹(紅斑・丘疹・水疱・かさぶた)が次々と出るかさぶたとなり先に出たものから治っていく	飛沫 接触	10～21日	**登園許可証**
咽頭結膜炎（プール熱）	主要症状が消退した後2日を経過するまで	発熱、頭痛、食欲不振、全身倦怠感、喉の痛み、結膜充血、眼痛、流涙等	気道 結膜接触	5～7日	**登園許可証**
結核	病状により医師が感染のおそれがないと認め、通常の園生活を送るにあたって問題がないと判断するまで	初期は自覚症状なし。X線検査で発見されることが多い。倦怠感、寝汗、発熱、体重減少、咳、胸痛	飛沫	1～2ヶ月	**登園許可証**
髄膜炎菌性髄膜炎	病状により医師が感染のおそれがないと認め、通常の園生活を送るにあたって問題がないと判断するまで	頭痛、発熱、けいれん、意識障害、髄膜刺激症状	飛沫	3～4日	**登園許可証**

■第3種学校感染症 ■

病名	出席停止期間	おもな症状	感染経路	潜伏期間	提出書類
流行性角結膜炎	病状により医師が感染のおそれがないと認め、通常の園生活を送るにあたって問題がないと判断するまで	流涙、眼瞼の浮腫、結膜炎	接触	8～14日	**登園許可証**
急性出血性結膜炎		目の強い痛み、充血、めやに	接触	24～36時間	**登園許可証**
腸管出血性大腸菌感染症(O-157)		水様性下痢、激しい腹痛、血便	経口	3～5日	**登園許可証**

■第3種学校感染症　その他■

病名	出席停止期間	おもな症状	感染経路	潜伏期間	提出書類
ヘルパンギーナ	病状も軽快して通常の園生活を送るにあたって問題がないと医師が判断するまで	発熱、食欲不振、嘔吐	鼻 咽頭分泌物、便 ⇒飛沫、経口	**2～5日**	第三種その他の感染症 登園許可証（受診証明書）
溶連菌感染症	**熱が下がり、有効な抗生物質を1～2日間内服してから。**	**発熱、咽頭痛、咽頭発赤**	咽頭分泌物⇒飛沫、接触	**2～7日**	第三種その他の感染症 登園許可証（受診証明書）
流行性胃腸炎	**嘔吐、下痢などの症状が治り全身状態がよくなるまで**	発熱、嘔吐、下痢	経口、接触、飛沫、空気	1～10日	第三種その他の感染症 登園許可証（受診証明書）
手足口病	**合併症（関節炎・貧血・脳症等）がなく元気になるまで**	発熱、口内痛、咽頭痛、発疹	咽頭分泌物、糞便 ⇒飛沫、経口	3～7日	第三種その他の感染症 登園許可証（受診証明書）
マイコプラズマ肺炎	症状が改善し全身状態がよくなるまで	痰、咳、咽頭痛、鼻水、発疹	上気道分泌物⇒飛沫⇒気道	7～12日	第三種その他の感染症 登園許可証（受診証明書）
りんご病	**発熱、食欲不振、頭痛、吐き気等がない時**	発熱、両頬紅斑	咽頭分泌物 ⇒飛沫	17～18日	第三種その他の感染症 登園許可証（受診証明書）
とびひ	集団の場では、病気の部分をガーゼなどで覆う。 プール、水遊びは治るまで控える必要があるが通常は出席停止の必要はない	水疱、化膿	接触	2～10日	第三種その他の感染症 登園許可証（受診証明書）

※これらは学校感染症の一部にすぎません

※【第三種学校感染症 その他】に関しては再登園にあたって治癒証明書の提出は義務付けておりませんが、その他の第三種感染症用の登園許可証明書（受診証明書）の提出が必要となります。 また、ノロやロタウイルスなどによる流行性胃腸炎などの非常に感染力の強いもので症状が重症化しかねない感染症は、医師が診断書ではなく登園許可証明書が再登園にあたって必要であると判断した場合は必ず医師の指示に従ってください。 また、再登園後も発熱や嘔吐、下痢の症状がまだ続くようであれば、感染の拡大を防ぐために、スタッフおよび園長の判断のもと、暫くの間、園自体を一定期間 閉鎖したり、登園を自粛して頂いたり、例え登園後でも直ちにお迎えに来て頂くこともございます。

Global Kids Academy